

場合によって、時代が変わりますとかなり変化があるわけでございます。そんなわけで、必要と思つてつくつたものが、十年たったと不必要になつてしまつたという事は、これは一概に責めるわけにはまいりません。いいと思つてやったことはございますので。

そういった意味で、現時点では七小の交差点は、都道と市道の十字路でございます。したかつて、さっき市長が、経費の点については、やはり東京都が絡むんだというふうなお話でございます。確かにその通りだと思いますが、都の方の見方が非常に厳しいと私は聞いております。もし、都がどうしてもできないというんだったら、市でやってはどうかという強硬な意見もございします。私もその一人でございしますが、どうしても都が受けない場合は、福生の自主財源でこれを設置していただきたいというのが私どもの希望でございますので、市長にその決意があるかどうか、それをお伺いします。

次に、たばこ消費税の件でございますが、これは単なる業者の要求ではございません。たばこ消費税という二億三千万も電卓一本で、令書は一通もないんで、ほんとまちへ入つてしまふ。その影の力はたばこ屋さんであ

ると。それをまず認識してもらひまして、過去、石川市長のときには、たしか私も感謝状を実はもらった経験がございしますが、やはりその道の奨励のためにも、何らかはたばこ小売業者に対して、誠意といいますが、感謝の度合いを示していたいただきたいなとこんなふうに考えております。その点、もう一度再確認の意味で御答弁をお願いしたいと思います。業者の

○企画財政部長（内田和雄君）

たばこ消費税につきましては、業者の

方々にはいつも御努力をいただき、感謝している次第でございます。

ただいまの石川議員さんの質問でございますが、市に感謝状等の贈呈基準等がございしますが、これらの中には、この消費税については入っておりません。そういうことでございまして、今後このような多額な納税をしていただいております感謝の意を市としてもあらわしていかなければいけないと思ひます。これには先ほども税額が二億三千万を突破してきた、それまで上がってきたわけですが、今後これらのある一定の基準と申しましょうか、例えば二億五千万円達成記念心というようなことがあれば、そういうときにでも何かできたらなというふうに考えております。これらについては、今後検討させていただきたいと思

います。そんな気持ちでおりますので、よろしくひとつお願いいたします。

○市長（田村匡雄君） 自席からお許しをいただきまして、答弁させていだきますが、歩道橋の件につきましては、先ほど来いろいろと御提言をいただいているわけでございますけれども、大変にこの件につきましては、遅くなりまして申しわけないと思っておりますけれども、やはり都道と市道との交差というようなことで、大変にいろいろと都の方へ、関係に非常に手間がかかりまして、設計等もいろいろとやり直しをしておたわけでございまずけれども、先ほど申し上げたとおり、なかなか予算的に非常に大きな金額がかかるというようなことで、都でも、なかなかはっきりした線を出していけないので弱っているというふうなことでございまして、また、都道に対する市の予算の関係でございまして、地方財政とかそういったような関係にもあるし、また、警察との方の関係もございまして、いろいろと実は詰めていくところでございまして、私も、あくまでも都でお願いしたいということで、現在のところ、非常に強い要望をしておるところでございします。現在のところは、今その範囲しか申し上げられませんが、今後とも強い要望

をして実現方をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○八番（石川 保君） ただいま市長から、この横断歩道橋につきまして、非常に苦しい立場にいるということ、私も了解しております。しかし、この場限りでお願いにされてしまったら困るので、今後とも各方面また都議会に対しても、都知事の方に対しても、ひとつ強力な要請方をお願いしたいと思います。

それから、たばこ消費税の関係でございしますが、先ほど部長から大変に理解のある答弁をいただきまして、本当にありがたうございました。ひとつ今後よろしくお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（森田治男君） 次に、十一番 原 敏子君。

（十一番 原 敏子君登壇）

○十一番（原 敏子君） 教育行政について三点質問いたします。

まず一点目に、中学校の給食について。
さきに堀川議員も食生活の大切さということから質問されましたので、私は、教育基本法、学校教育法、学校給食法の立場から質問させていただきます。

御承知のように、学校給食法は昭和二十九年六月に施行されています。教育基本法は、その第一条で「教育は、人格の完成を目指し、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んじ、自主的精神に満ちた、心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目的を示しています。そして学校教育法は、学校教育の目的、目標について「日常生活に必要な衣・食・住・産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと、健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること」などを掲げています。

一方、小中学校学習指導要領は、特別活動の学級指導に、学校給食の指導を位置づけています。学校給食法は、このような教育の目

的、学校教育の目標達成に関連して、学校における給食の意義と役割を示したものであります。学校給食法は、学校給食が子供の心身の発達に重要な役割を果たすものとして普及することを目的として、学校給食法の法制的根拠を示しています。学校給食法は、その第一条でこの法律の目的を規定し、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ国民の食生活の改善に寄与するものであることに堪へて、その実施に必要な事項を定め、学校給食の普及、充実に資すること」を目的としています。

周知のように、戦後の学校給食は、食糧不足から子供を救うところから出発しました。今日、飢餓状況や食糧不足は、基本的には克服されました。しかし、子供の心身の健全な発達、バランスのとれた栄養の摂取、国民の文化的、科学的食生活の改善という観点から見れば、たとえば朝食の不十分さ、スナック類のはんらん、食生活の商業主義化といった最近の状況の中で、充実した学校給食の持つ意義は、依然として一層重要となってきました。

第二条において学校給食の目標を述べています。そこでは、義務教育諸学校における教養の目的を実現するために、学校給食が達成すべき目標として、次の四項目が示されています。一つ、日常生活における食事について正しい理解と望ましい習慣を養うこと。二つ、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。三つ、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。四つ、食糧の生産、配分及び消費について正しい理解に導くこと。給食を学校の全教養計画の中に正しく位置づけること、児童生徒がその目標達成の意欲的な主体となるように正しく教育指導を行うことは、学校の任務であります。

第四条では、義務教育諸学校の設置者の任務として、当該義務教育諸学校において学校給食が実施されるよう務めなければならないとし、第五条では、国及び公共団体の任務として学校給食の普及と健全な発達を図るよう務めなければならないと規定しています。

第四条、第五条のこれらの規定で明らかのように、法は学校給食に関する国及び地方公共団体の努力義務は定めていますが、学校給食を

義務づけてはいませんが、さきに述べましたように、法は学校給食の教育的意義を明確にし、学校の教育計画に正しく位置づけることを要求しています。と同時に、法は、義務教育諸学校の給食について規定したものです。

以上述べましたように、私は、教養基本法、学校教育法、学校給食法を尊重し、遂行するために、中学校給食の完全実施を早急にすべきと考えますが、地方公共団体の長としての市長の答弁をお聞かせいただきたいと思います。

二点目に、学校施設の活用についてお尋ねいたします。年次計画で、学校の施設の整備が進んでおります。大変喜ばしいことと思いますが、これらの整備された施設が有効的に活用されてこそその成果もあらわれ、子供たちの学習意欲もわくのではないかと考えます。

今回は、施設のうち三点に絞って質問したいと思っております。まず一つには、校庭についてです。

実施計画を見ますと、小中学校の校庭改良工事は、六十年度に三校実施する予定となっています。校庭の改良工事は、そこで明記されていますように、体育の授業等に支障を来しているために行われるものです。校庭の改良工事をしたために校庭の使用制限がされていると聞きました。せっかく整備した校庭が傷むからという理由のようですが、これでは、まさに本末転倒であります。

二点目には、しかし教室についても、故障が心配で使用しないということがあってはなりません。しかし教室を有効的に活用し、教育効果を高めるということは、設置時の説明でありました。現在の活用方法等は、どのようなにされているのでしょうか。

三点目に、小中学校の保健室についてお尋ねいたします。各小中学校には、保健室の設置が義務づけられています。市内の小中学校の保健室の実態は、普通教室を保健室として使用しており、その中で保健室の充実を図っているようです。私が言うまでもなく、保健室というのは、校内での急病や事故などの治療、対処

などにはなくてはならないものです。しかし、現在の各小中学校の保健室には、直接外に通じるドアがなく、校庭でけがをしても、また、救急車を頼むことがあっても、昇降口を利用するしかないありさまです。設備の整備を早急に行い、保健室としての機能の活用をより高めるべきだと考えます。

以上、校庭、しかし教室、保健室について答弁をお願いいたします。三点目に、中学卒業後の進路についてお尋ねいたします。

共産党の都議団の独自調査によりますと、五十九年度、この三月の卒業生のうち、七百七十人の高校に入れないいわゆる中学浪人が出てしまい、重要な社会問題となっております。中学浪人は、外国はもちろん、他府県でも例を見ないものです。五十六年度は八五都で百九十四人、五十七年度は三百七十四人、五十八年度は六百三人と、ここ数年倍々にふえており、これはさらに記録を更新したことになると思います。東京都教育長は、中学卒業生がふえ続けるために、都立高校を五十六年度から五十九年度に、少なくとも二十九校建設する必要があるとしてい

た。ところが鈴木都政は、六十年度を言明してもわずか九校しかつくらず教育条件を大幅に後退させました。

福生市は、都立高校の学区で言います。第八学区です。都立の第八学区の定員数は五千八百七十八名になっており、六十二年度に受験を迎える現在の中学一年生は、第八学区全体で一万一千七百六十三人で、都立高校の定数は二分の一しかありません。このほか、グループに属さない都立高校が四校あり、その定員二千四十人と第八学区内の私立高校の定員二千九百四十人を加えても八千八百五十八人の定員しかなく、約三千人生徒数が上回ってしまうという状況が起き、高校の絶対数が不足しております。市内の中学卒業生を見ますと、五十九年度は七百十三人で、六十二年度は八百七十六人と予定されており、百六十三人ふえることとなります。五十九年度の卒業生の進路は、都立高校に行けなかった生徒が専門学校へ行ったり、予備校へ通う生徒などもあり、来年再度受験しようとする生徒もおります。

中学卒業生が高校の定員数を上回る限り、入学したくても入れな

い生徒が生まれるのは当然の結果であると思われれます。十五の春を泣かせないために、この福生市が属する第八学区に都立高校の新設を図り、市内の高校入学を希望する子供たちが全員入学できるようにしなければならぬと思います。市民の暮らしを守る長として第八学区に都立高校新設の働きかけが必要であると考えますが、見解をお尋ねしたいと思います。

次に、福祉行政についてお尋ねいたします。

福祉行政のうち保育行政について、二点質問させていただきます。まず、保育所の特例保育についてです。

市内の十二園ある保育所では、すべての園で朝七時三十分から夕方六時までの特例保育が実施されています。しかし、現状を見ますと、一部の保育園で土曜日の保育時間が午後三時までとなっているようです。その理由は、保母の研修ということだと聞いております。保母の研修も、よりよい保育を実施するためには必要であるとは思いますが、そのために保育時間の短縮がなくてはなりません。特例保育を

受ける子供たちに対し、一定の保育を残し保育をすべきことは当たり前です。特例保育の現状をこのままにしては、特例保育とは言えないと思います。このような現状をどのように考えられているか、質問いたします。また、都立保育園の移管についてですが、三月定例議会では私は質問いたしました。その三月定例議会後の経過をお聞かせいただきたいと思います。

次に、米軍横田基地についてお尋ねいたします。

横田基地の施設が拡大強化され、ますます核戦争の中核司令基地として大きく変貌していることが、去る三月二十八日の衆議院内閣委員会で明らかにされました。

ことし四月から司令部に新たに増設された大規模な作戦室が始動し、基地内の核戦争遂行のための三つの重要指揮通信部隊が司令部に集中、統合されました。また、この自衛隊の中央指揮所と直結する作戦用通信回線も新設されています。第五空軍、在日米軍司令部のある七四号ビルの左側に二階建ての新作戦室棟を増

築し、その新作戦室の屋上には、旧館側にはなかった三つの構造物が突き出ています。また、増築分の半分は、窓がほとんどない特殊な構造で、地下には、旧館側のEWOー核シエルターとの関連が注目される大かりな地下室があるということです。この増築された新作戦室は、二年かかりで建築が行われ、これと同時に進行で司令部ビル内に横田基地の三つの核攻撃式通信部隊が集中、統合されていることが判明しています。一つは戦略核爆撃機B52に最終的な核攻撃命令を伝えるジャイアント・トークステーション、二つには大統領の核攻撃命令をすべての部隊に伝えるミステックスター、三つ目は、太平洋軍の空中指揮機からの指揮命令を米軍に伝えるコマンド・エスコープステーションです。たとえ東京、福生が核戦争で焼け野原となっても、米大統領や米軍司令官が空から核戦争を取り仕切る核戦争指揮システムです。今回これに加えて、別施設にあったジャイアント・トークステーションを移動し、集中統合されたのです。

三つの核戦争指揮網が一カ所に集中され、その上、指令センターと

無線通信施設が同時進行で強化されてきたことは、アメリカが本気で東京をも巻き込む核戦争をやる体制づくりを急いでいることを示しているのではないだろうか。都民や市民の皆さんがまさかと思う核戦争の危機が、米軍横田基地の拡大強化を見る限り、まさかでは済まされない事態が生まれています。このような米軍の核戦争準備の基地施設強化に対し、強く反対の立場を貫くべきと私は考えるものです。横田基地施設の強化について、米軍や関係機関からの通知が当福生市にあったのかということ、市民の平和と安全を守る市長としての取るべき態度についてお尋ねいたします。

以上、三項目にわたる私の一般質問といたします。

○議長（森田治男君） 二時二十五分まで休憩いたします。

午後二時十分 休憩

午後二時二十六分 開議

○議長（森田治男君） 休憩に引き続き会議を開きます。

（市長 田村匡雄君登壇）

○市長（田村匡雄君） 原議員さんの一般質問に対してお答えいたします。教育行政につきましては、教育委員会から御答弁をいたさせていただきますので、よろしくお聞き取りをいただきたいと思います。

次に、福祉行政についてでございますが、特例保育実施について、特例保育については、現在、市内全園で実施されております。日ごろから各園に対し、市民の要望には十分対応するように指導しております。なお、実態等につきましては、担当部長から答弁させていただきます。

それから、都立保育園の移管についてでございますけれども、このことにつきましても、再三御質問をいたしておりますが、前回三月の定例会以降全く変化はございません。それとまた、私の考えも従来と同じでございますので、よろしく願います。

次に、米軍横田基地についてでございます。昭和五十七年十一月に防衛在日米軍司令部の庁舎につきましては、昭和五十九年度の二カ年で、鉄筋コンクリートづくり施設局より昭和五十八年、五十九年度の二カ年で、鉄筋コンクリートづくり

地上二階、地下一階建てで、約四千平方メートルの庁舎を増築する旨連絡を受けております。これは日米合同委員会において、施設整備の一環として日本政府の負担で実施されるものが合意されたことによるものでございまして、このことは官報、マスコミ等を通じて公表されておりますことは御承知のとおりでございます。また、いろいろと御指摘されておられる点につきましては、基地が安保条約により、あるいは地位協定に基づき設置されている以上、国政レベルの問題ではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、国政レベルにおける今後の情勢の推移につきましては、十分関心を持って対処してまいりたいと考えております。

答弁にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○教育次長（須崎 進君）

自席からお許しをいただきまして、教育行政につきまして御答弁を申し上げます。

中学校の給食の問題について、それから中学校施設の有効活用ということ、それから進路でございますけれども、まず、中学校の給食につきまして、先ほど堀川議員さんに教育長から御答弁申し上げまし

たとおりでございます。いたしまして、その段階に立ち至りました時点におきましては、慎重に中学校給食につきまして対処したいと考えておりますところでございます。

次に、学校施設の活用でございますけれども、校庭の改良工事に伴う使用の制限等ということでございますけれども、校庭と申しますか、運動場の活用につきましては、現在非常に中学において、生徒の危険の防止のため、たとえばサッカー等において、社会人用のスパイク等の使用を禁止しているようなことが、やむを得ない面もあるわけでございます。しかしながら、せっかく土を入れかえまして校庭整備をいたしましたものでございしますから、あれもため、これもためということのないよう、また中学校等のクラブ活動におきましては、お互いに譲り合いながら有効利用をしていたでございます。今後とも学校長を通じて指導をしてまいりたいと考えているわけでございます。

次に、もし教室の活用でございますけれども、もし教室の活用につきましては、現在二中の学校に設置をされているわけでございますが、

使用回数を見ますと、五十九年度が百十七回、六十年度に至りまして四月、五月でございますけれども、二カ月間で二十四回となっているわけでございます。

それで、もし教室の授業と申しますと、正しく生きた発声の勉強をするということになるわけでございますが、生徒は非常に興味を示しているところでございます。今度の使用はいつか、といったような質問等も多いようです。教師の側からは問題がないわけではございませんで、教科書の進度については、どちらかといいますと、現在の教科書を高校受験等と合わせて進めていこうとする場合には、どうしても進度がおくれがちになるという面もあるようでございます。そのような面もありまして、いろいろ考えながら利用をさせているというようなことでございます。

次に、保健室でございますけれども、保健室につきましては、ドアを設置というような御提案でございますけれども、運動場から直接保健室に入るためのドアの設置につきましては、なかなか現在防音工事の校舎の構造等から申し上げまして、大変御無理だというようなことでございます。

けれども、今後は、増築等の必要な場合については、検討をしてみたいというふうに考えているわけでございます。

次に、中学校の卒業生の進路に関する御質問でございますけれども、中学校卒業後の進路につきましてはいろいろなデーターをお示しいただきまして、御質問いただいたわけでございますが、中学生の進路につきましては、教育委員会といたしましても、かねてからできる限りきめ細かい指導を進めていくよう、校長会等を初め、機会あるごとに指導を進めているところでございますけれども、それうに關連いたしまして、都立高校の増設について東京都教育委員会に対して要望をしてほしいこの御質問でございますが、すでに東京都に対して、市長会また教育長会におきまして、東京都の教育委員会に対して何回も要望しているところでございます。過去におきましては御要望申し上げたということでございますが、六十年年度につきましても御要望をしているところでございますが、今後とも同様な姿勢で、他市と歩調を合わせながら要望を重ねてまいりたいというふうに考えているわけでございます。